伊豆の国市公共施設再配置計画策定検討委員会における会議の進め方

1 再配置計画策定検討委員会設置の趣旨

再配置計画策定にあたり、計画対象となる市所有の公共施設が市民生活と密接な関係にあることから、行政のみで計画を作成するのではなく、市民意見をふまえ、施設の評価や再配置のルール作りなどの検討を行い、計画を策定するため、再配置計画策定検討委員会を設置する。

2 委員の任期について 『再配置計画策定検討委員会設置要綱第4条抜粋』

(1) 委員の任期は、委嘱の日から再配置計画策定の検討が終了するまでとする。 ※なお、公共施設関係団体の代表者として就任いただいている委員につきま しては、所属する会の構成員でなくなった場合、任期はその日までとし、 改めて会の代表宛てに委員推薦依頼を行う。

3 委員長及び副委員長の選出について

『再配置計画策定検討委員会設置要綱第5条抜粋』

(1) 委員長1名及び副委員長1名は委員の互選により選出する。

4 再配置計画策定検討委員会における会議内容の公開について

『再配置計画策定検討委員会設置要綱第7条抜粋』

- (1) 会議は、原則として公開するものとする。
- (2) 委員長は会議内容が次の事項に該当するときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - ・伊豆の国市情報公開条例(平成17年伊豆の国市条例第8号)第7条の不開 示情報に該当するとき。
 - ・その他会議を公開することにより、公正・円滑な会議が著しく阻害され、 会議の目的が達成されないと認められるとき。
- (3) (2)の決定をしようとする場合は、委員長は、会議に諮る。
- (4) 委員長は、非公開とする場合には、傍聴者に対し理由を説明する。

5 再配置計画策定検討委員会の公開方法について

- (1) 委員会名簿、議事録、会議資料の公開を伊豆の国市の広報やホームページ上で行う。
- (2) 委員会の議事録は、各委員に実名表示された議事録にて確認を受け、公開する際は、発言者の表示を委員長、事務局、委員と表示した上でホームページ上にて公開する。

6 再配置計画策定検討委員会の傍聴について

(1) 会議の傍聴は、傍聴規程を使用する。

(設置)

第1条 伊豆の国市公共施設等総合管理計画に基づき、市の公共施設の再配置を効果的かつ効率的に推進するための伊豆の国市公共施設再配置計画の策定に関し必要事項を検討するため、伊豆の国市公共施設再配置計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。
 - (1) 伊豆の国市公共施設再配置計画の策定に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公共施設再配置に関し、必要と認める事項 (組織)
- 第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 公募による市民
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の検討事項が終了する日までとする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。
- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴く ことができる。

(会議の公開)

- 第7条 委員会は、原則として公開するものとする。
- 2 委員長は、会議内容が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の一部又は 全部を非公開とすることができる。
 - (1) 伊豆の国市情報公開条例 (平成 17 年伊豆の国市条例第 8 号) 第 7 条の不開 示情報に該当するとき。
 - (2) その他会議を公開することにより、公正又は円滑な会議が著しく阻害され、 会議の目的が達成されないと認められるとき。
- 3 委員長は、会議の開催時又は会議の進捗途中において、前項各号に掲げる事項 に該当する恐れが生じたとき、又は委員からその旨の指摘があったときは、会 議に諮り、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 4 委員長は、前2項の規定により非公開とする場合には、傍聴者に対し理由を説明するものとする。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ のある情報を漏らしてはならない。任期が終了した後も同様とする。

(報償)

- 第9条 委員が職務を遂行したときは、報償を支払う。
- 2 前項の報償の額は、予算の範囲内で別に定める。

(庶務)

- 第10条 委員会の運営及び庶務は、市長戦略部公共施設整備推進課において行う。 (委任)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示は、第4条に規定する委員の任期が終了した日限り、その効力を失う。

(傍聴の手続き)

- 第1条 傍聴を希望する者は、会議開始5分前までに傍聴受付簿に自己の住 所、氏名その他必要な事項を記入することにより手続きをするものとする。
- 2 前項の手続きをした者の人数が会議場の傍聴席数を超える場合は、抽選 により傍聴人を決定する。
- 3 第1項の手続きをした者の人数が会議場の傍聴席数に満たない場合は、 会議開始5分前以降も引き続き傍聴の手続きを行うことができるものとす る。この場合において、手続を行うことができる人数は、会議場の傍聴席 数に満たない人数とする。

(傍聴することができない者)

- **第2条** 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
- (1) 銃器、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類いを携帯している者
 - (4) 鉢巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章を除く。)、たすき、 リボン、ゼッケン若しくはヘルメットの類いを着用又は携帯している 者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすお それがあると認められる者

(禁止行為)

第3条 傍聴席では、何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 私語、論談又は拍手などをすること。
- (2) 議事を批評したり、又はこれに可否を表明すること。
- (3) 委員又は係員に質問すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 傍聴席からみだりに離れること。
- (6) 写真や動画を撮影し、又は録音すること。ただし、委員長の許可を得 た場合はこの限りではない。
- (7) その他会議の妨害となるような行為をすること。

(報道機関の特例)

- 第4条 報道機関の傍聴の手続きは、第1条の規定にかかわらず報道機関用 受付簿に会社名、担当記者名その他必要な事項を記入することにより手続 きをするものとする。
- 2 報道機関は、第3条第6号の規定にかかわらず、写真や動画を撮影し、 又は録音することができる。

(退場命令)

第5条 委員長は、前条の規定に違反する者に対しては、退場を命じることができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。